

項番	質問内容	回答
1	表題：覚書の締結留保について 「公募要領 9 覚書の取り交わし等 (1) 覚書の取り交わしの留保」について、 「7 (4)アで優先交渉権者に選定した事業者の提案が仕様書 4 (2)の愛知県基準 価格を上回った提案であった場合、覚書の締結を留保する。留保期間は最大で2ヶ月程度とする。」とありますが、 留保された場合でも10月上旬までに優先交渉権者の候補として内示を頂く事は可能でしょうか。	審査結果については審査会終了後、すみやかに提案事業者へ通知します。
2	表題：市場価格お示しについて 「11_評価基準 提案項目① 金額 評価内容」について、 「一般的な市場価格が示されており、」とありますが、 提案書中に端末のみの一般的な市場価格の記載が必要となりますでしょうか。	評価基準表の評価項目を訂正します。 「スケールメリットを生かしより低価格になっているか 事業者間で比較した際により 低価格となっているか」とします。
3	仕様書3 業務の概要 本業務は、以下の内容から構成される。 (14) ※個別端末への設定支援を担うヘルプデスク業務は別途契約する。 ↳上記は本事業とは別に貴県で事業者を募り別途契約を締結される、という認識でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
4	仕様書4 端末の販売 (2) 端末仕様 提案価格における上限価格は設けないこととする。ただし、愛知県基準価格を10万円以内(「端末本体、付属品(必須)及び補償(4 年)」の合計額)とする。 ↳上記は同仕様書(4)補償(オプション)で記載されている任意と異なる内容でしょうか。	(2) 端末仕様における「愛知県基準価格を10万円以内とする。」とは、端末の購入にあたり各OSで(端末本体+付属品(必須)+補償(4年))の組み合わせで購入した場合の価格が10万円以内であるものを愛知県基準価格としています。補償の加入が必須という意味ではありません。 愛知県基準価格以内か否かによって覚書締結の保留の有無、評価項目における加点の有無が異なります。 (4) 補償(オプション)は、記載のとおり補償への加入の有無は購入者ごとに選択可能とした提案としています。
5	仕様書4 端末の販売 (5) その他 販売期間は令和9年3月中旬から5月末までとする。販売期間中の価格の改定は行わないこと。 ↳上記は覚書締結後の上記期間前、期間後のやむおえない価格の改定は可能でしょうか。また販売期間前にモデルチェンジ等で価格改定が必要となった際は別途価格変更のご相談差し上げる余地はございますでしょうか？	提案後の価格の変更は 原則 認めておりません。 追記 ※企画提案審査委員会後から販売期間開始の2か月程度前までににおいて、特別な要因により日本国内における価格に著しい変動を生じ、当該価格が不適当となったときは、 価格の変更を請求できることとします。
6	仕様書3 (6) 特別支援学校高等部の生徒(保護者)に向け、合理的配慮を要することを理解した上で作成、とございますが、 現状貴県では具体的にどのような措置を想定しておりますでしょうか？	弱視、色弱等を想定しており、文字の拡大縮小、色彩の変更ができることが望ましいです。
7	仕様書3 (7) 販売開始前に県教委や各校が記載内容や手順をEC サイト上で確認できるようにすること、とございますが、1つの 確認用アカウントで県教委、各学校様に確認いただく、という認識でよろしいでしょうか？	アカウント数等に指定はありませんが、複数所属で同時に操作・閲覧した際に問題なく使用できる環境であることとします。
8	仕様書3 (1 3) 購入手順に関する説明はブラウザ翻訳機能ではなく、多言語翻訳したものを別途用意することとする、とござ いますが、多言語翻訳は8言語あると望ましい、との記載でしたので、提案そのものは8言語以下でも可能という認識でよろしい でしょうか？	仕様を変更します。変更箇所は赤字としています。 多言語翻訳はポルトガル語、フィリピン語の翻訳を必須とし、加えて6言語あると望ましいです。 ポルトガル語、フィリピン語の翻訳の用意があれば提案は可能です。
9	仕様書8 (3) 補助金を申請する意思のある者(生徒・保護者)に対する支払請求の全額留保等の措置を行うこと、とございま すが、こちら全額留保は本事業に参加するにあたり必須の要件でしょうか？	必須の要件です。
10	仕様書8 (3) 補助金を申請する意思のある者(生徒・保護者)に対する支払請求の全額留保等の措置を行うこと、とございま すが、こちら「06_ (別紙3) 補助金業務の主な流れ。p d f」を確認いたしますと11月以降に審査結果通知となっております。こ ちらは目安だと認識しておりますが、補助対象者および不決定者の通知は一括で実施される見通しでしょうか？それとも3月ま でに複数回にわたり段階的に通知されるみこみでしょうか？また採択事業者の支払い通知に応じない家庭にたいしての貴県の支援 などございますでしょうか？	審査結果が出たものから複数回に分けて段階的に通知します。 支払い通知に応じない家庭に対しての県からの支援はありません。
11	仕様書8 その他 (3) 端末購入支援補助金への対応はご購入者の自己申告に基づいての対応とありますが、事業者側でご購入 者様に対し何らかのエビデンス(不採択となった場合、または自己負担が発生した場合は、速やかに受注者に全額・差額を支払 う旨の債務承認・支払誓約の電磁的同意や受給資格を証明する書類の提示)を求めることはお許しいただけますでしょうか？	購入時に電磁的同意を求めることは問題ありません。 受給資格を証明する書類の提示を求めることは認めません。
12	仕様書8 その他 (3) 端末購入支援補助金への対応はご購入者の自己申告に基づいての対応とありますが、案内資料等におい て、本補助金の対象確認に「新年度に自治体から発行させる各種証明書類(非課税証明書や受給証明書等)」が必要とされる場 合、3月～4月の注文受付時点において、保護者様自身が「自世帯が対象に該当するかどうか」を事前に正確に判定・確認する手 立てが存在しない懸念がございます。注文時点で保護者様が通常購入に補助金利用が可能なのか自己申告を行えるよう、前年度 の課税状況や自治体の判定基準等を参考にした「簡易判定フロー(セルフチェックシート等)」を県教委様側でご提示いただ くことは可能でしょうか。	来年度の端末購入支援金の運用は現在検討中であり、各種証明書類等については未定で す。 簡易チェックシートの作成は可能です。